



平成 21 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッカトー  
 代 表 者 名 代表取締役社長 西 村 隆  
 (コード5367 東証第一部)  
 問 合 せ 先 取締役総務部長 紀ノ岡 隆一郎  
 電 話 番 号 072-238-3641

### 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 7 日開催の取締役会において「定款の（一部）変更(1)の件」および「定款の（一部）変更(2)の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 139 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款の（一部）変更（1）の件について

##### 1) 定款変更の目的

- ① 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社株式は、振替制度に一斉移行（株券電子化）されました。

これに伴い、株券等に関する当社定款の見直しを行い、規定の削除、定数の繰り上げ、文言の加除、経過措置として附則の新設等所要の変更を行うものであります。

- ② また、株主の権利行使の方法に関する事項を株式取扱規則で定めることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。

##### 2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 2 章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の单元株式数は、100株とする。</p>	<p>第 2 章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の单元株式数は、100株とする。</p>

現行定款	変更案
<p>② <u>当社は、第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の方法については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

3) 日程

定時株主総会開催予定日 平成21年6月25日

定款変更の効力発生日 平成21年6月25日

2. 定款の（一部）変更（2）の件について

1) 定款変更の目的

① 当社は、平成 21 年 5 月 7 日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社が発行する株式の大規模買付行為等に関する具体的な対応策（以下、「本プラン」という。）の導入を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 139 回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

本プランの導入につき、株主の皆様のご意見を反映するため、当社の株主総会において本プランの導入、変更または廃止をその決議により決定することができる旨の規定を新設するものであります。

② また、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させるため取締役の任期を 1 年に短縮し、これに伴い任期調整の規定を削除するための所要の変更を行うものであります。

2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第 13 条 (省 略)	第 12 条 (現行どおり)
)	)
第 18 条 (省 略)	第 17 条 (現行どおり)
	<u>(大規模買付行為に関する対応策の導入等)</u>
(新 設)	第 18 条 <u>当会社の株主総会は、その決議により、当会社の株式の大規模買付行為</u>
	<u>(以下、当該行為を行う者を「大規模</u>
	<u>買い付け者」という。)</u> に関する対応
	<u>策 (以下、「対応策」という。) の導入、</u>
	<u>修正及び廃止を行うことができる。</u>
	② <u>前項で定める対応策とは、当会社の</u>
	<u>財務及び事業の方針の決定を支配す</u>
	<u>る者のあり方に関する基本方針に照</u>
	<u>らして不適切な者によって当会社の</u>
	<u>財務及び事業の方針の決定が支配さ</u>
	<u>れることを防止するために、当会社の</u>
	<u>発行する株式等の大規模買付行為に</u>
	<u>関して、当該大規模買付者が遵守すべ</u>
	<u>き手続き及び当該大規模買付行為に</u>
	<u>対する対抗措置等をいう。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (任 期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (任 期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

3) 日程

定時株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日

以 上